

# 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針について

## 法律の概要

平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対し国が支援措置を講ずるもの(当初の有効期限:平成25年3月31日)

## 改正の必要性

計画策定時の見込以上の量の産業廃棄物が確認されるなど、都道府県等が平成25年3月31日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案がある。

事案の発覚の遅れ等で現時点では国による支援対象ではないものの、新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案がある。

## 主な改正内容(平成24年法律第58号)

- (1) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)の有効期限(平成25年3月31日)を平成35年3月31日まで延長する。(附則第2項)
- (2) 都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならない。(第4条第5項関係)
- (3) 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることとする。(第3条第1項関係)

## 今後の手続について

本基本方針の官報掲載後(平成24年11月15日)、各都道府県等が実施計画を策定し、平成25年3月31日までに環境大臣に協議。

## 基本方針の主な内容

### 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

- ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までに完了させる。
- ・都道府県等は、不法投棄等を行った者、排出事業者等に対し責任追及を行うこと。

### 特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容に関する事項

- ・生活環境保全上の支障等及び達成すべき目標を実施計画に記載すること。
- ・不適正処分等の行為者、排出事業者等へ行った措置、再発防止策等を実施計画に記載すること。
- ・技術的事項、行政対応検証等について学識経験者等の意見等を実施計画に記載すること。
- ・実施計画の変更にあっても、再度技術的事項、行政対応検証等について学識経験者等からの意見を得た場合は記載すること。
- ・支障除去等の具体的方法、必要な費用を実施計画に記載すること。

### その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要事項

- ・都道府県等が行う支障除去等事業において、周辺的生活環境へ影響しないよう措置すること。
- ・国による毎年度の特定支障除去等事業の実施状況の把握及び公表、都道府県間における情報交換の調整の実施。
- ・国による都道府県等への必要な助言、支障除去等事業に関する知見の提供。
- ・支障除去の方法に関して、より合理的な方法が存在する場合には実施計画の変更を可能とする。